

会則改正事項(案)

■ 会則改正事項(案) (追記事項は太字、抹消事項は打ち消し線にて示す)

- ・ 18 条 支部長代理(任意) 1名
- ・ 18 条-2 項-1. 支部長代理は、支部運営に関し副支部長と同等の権限を有する。
- ・ 18 条-9 項 支部長は原則として退任後 2 年間、副支部長を務めなければならないものとする。
- ・ 18 条-10 項 会計は任期満了後、原則として会計監査を務めるものとする。

1. 任期満了した会計が、病気、怪我、又はその他の事由により、会計監査に就くことが困難な場合、或いは留任、退会した場合、役員会は新たな会計監査を選出し、総会で承認を得なければならない。(※ 以下項番号繰り下げ)

- ・ 19 条-5 項 《会計》支部費、関西展運営費の徴収、管理、出納事務を行う。
- ・ 19 条-7 項 《支部長代理》支部長が欠席又は不測の事態がある場合、支部長代理が優先してその職務を代行する。ただし、副支部長と協力し、必要に応じて一部の業務を委任することができる。

【事務局及び会計の補佐】

- ・ 第 20 条 事務局に次の事務局補佐を置くことができる。

~~1. 印刷・発送係 2 名以内~~

~~データの印刷、総会案内などの発送業務を行う。~~

2 項 事務局補佐は、事務局長が必要と判断する場合、事務局長によって 2 名以内で選出され、役員会の承認を得ることによって選任される。

3 項 事務局補佐は、事務局長が指示する印刷、発送、受付の業務を行う。

4 項 事務局補佐の任期は 3 年とし、~~する。但し、再任を妨げない。~~但し、任期途中で辞任した場合、または業務遂行が困難と判断された場合、役員会において後任を選任すること

ができる。

・第 21 条 会計に会計補佐を置くことができる。

2 項 会計補佐は、会計が必要と判断する場合、会計によって 1 名選出され、役員会の承認を得ることによって選任される。

3 項 会計補佐は、会計が指示する業務を補助する。但し、19 条-5 項に示す業務は原則として会計が行う。

4 項 会計補佐の任期は 3 年とし、再任を妨げない。但し、任期途中で辞任した場合、または業務遂行が困難と判断された場合、役員会において後任を選任することができる。

(※ 以下、条番号繰り下げ)

・第 24 条-7. 事務局補佐(発送係) 支部費相当額

8. 会計補佐 支部費相当額 (※ 以下号番号繰り下げ)

・第 44 条 本会則に定めのない事項については、総会の議決により決定する。